

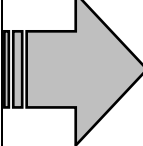
# 平成27年度から自動車税の重課割合が変更されています

- 平成14年度から環境に配慮した自動車税のグリーン化税制が実施されています。  
これは、主に窒素酸化物や粒子状物質の排出量を抑制するための自動車環境対策として、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については税額を軽減し、一定の年数が経過した環境負荷の大きい自動車については税額を重く(重課)する制度です。
- 平成26年度地方税制改正により、自動車税のグリーン化特例が見直され、環境性能の良い自動車の軽減割合を拡充するとともに、新車新規登録後、一定年数を経過した自動車の重課割合が次のとおり引き上げられました。
- 皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

## 重課割合の変更

### 【平成26年度まで】

対 象 車	増額割合
新規登録から11年超 ディーゼル車	概ね <b>+10%</b>
新規登録から13年超 ガソリン車・LPG車	



### 【平成27年度以降】

増額割合 (※注1・2)
概ね <b><u>+15%</u></b>

- (注1) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車は、重課対象から除外されます。
- (注2) バス(一般乗合用バスを除く)及びトラック(被けん引車を除く)については、平成27年度以降も引き続き概ね10%重課となります。

### 【重課対象となる自動車】

デ ィ ー ゼ ル 車	新車新規登録から11年を超えている自動車
ガソリン車・LPG車	新車新規登録から13年を超えている自動車

### 【参考:乗用車税率表】

総排気量 区 分	自家用		営業用		総排気量 区 分	自家用		営業用	
	標準 税率	15% 増額	標準 税率	15% 増額		標準 税率	15% 増額	標準 税率	15% 増額
1ℓ以下	29,500円	33,900円	7,500円	8,600円	3ℓ超 3.5ℓ以下	58,000円	66,700円	17,900円	20,500円
1ℓ超 1.5ℓ以下	34,500円	39,600円	8,500円	9,700円	3.5ℓ超 4ℓ以下	66,500円	76,400円	20,500円	23,500円
1.5ℓ超 2ℓ以下	39,500円	45,400円	9,500円	10,900円	4ℓ超 4.5ℓ以下	76,500円	87,900円	23,600円	27,100円
2ℓ超 2.5ℓ以下	45,000円	51,700円	13,800円	15,800円	4.5ℓ超 6ℓ以下	88,000円	101,200円	27,200円	31,200円
2.5ℓ超 3ℓ以下	51,000円	58,600円	15,700円	18,000円	6ℓ超	111,000円	127,600円	40,700円	46,800円

### 【お問い合わせ先】

(平日 午前8時30分 ~ 午後5時15分)

- ◆ 山梨県自動車税部(自動車税センター) 055-262-4662(代表)
- ◆ 山梨県総務部税務課 055-223-1387